平成２１年（フ）第１２３号
鹿児島県曽於市財部町南俣1751番地
債務者　板越　一大
1　決定年月日時　平成22年３月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第１７号
鹿児島県霧島市横川町中ノ1380番地　２棟308号
債務者　川畑　摩里
1　決定年月日時　平成22年３月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第６３号
沖縄県那覇市首里石嶺町２丁目63番地３
債務者　玉城　幸子（旧姓新垣）
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第１号
沖縄県国頭郡国頭村字比地107番地
債務者　宮城　久浩
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２２年（フ）第５号
沖縄県名護市字我部祖河167番地
債務者　宮城　　強
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２２年（フ）第１６号
長野県上田市国分１丁目３番29号　西沖マンション203号
債務者　山田　光夫
1　決定年月日時　平成22年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第３０９号
神戸市西区北別府４丁目13―５
債務者　水野　　勇
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第３１９号
兵庫県明石市魚住町清水104―１　第６安達ハイツ102号
債務者　辻　　昭彦
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第３２０号
兵庫県明石市魚住町清水104―１　第６安達ハイツ102号
債務者　辻　めぐみ
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第１８号
兵庫県明石市大久保町谷八木538―215
債務者　赤木　拡代
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第３６号
神戸市西区池上４丁目４－８―102、旧住所神戸市西区池上４丁目26―１―N―５
債務者　山原　義樹
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第３７号
神戸市西区池上４丁目４－８―102、旧住所神戸市西区池上４丁目26―１―N―５
債務者　山原　真理
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第４４号
兵庫県明石市港町２―22―202、旧住所兵庫県明石市魚住町西岡568―３
債務者　吉田　繁和
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第４７号
兵庫県明石市二見町西二見1706―６、旧住所兵庫県小野市西本町574―66
債務者　大竹　　淳
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第４９号
神戸市西区押部谷町高和661
債務者　山本予年子
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第５０号
神戸市西区池上１丁目７－５　パルピア20―104
債務者　山本　宜弘
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第５９号
神戸市西区今寺３－９―303、旧住所神戸市西区伊川谷町有瀬1398―１
債務者　碓永　敦史
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第６７号
兵庫県明石市二見町東二見867番地　末広荘
債務者　川邊　明子
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係